

山形県県土整備部建築住宅課管理に係る制作物の使用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山形県県土整備部建築住宅課（以下「建築住宅課」という）が管理するホームページ、映像、写真、記事、ロゴマーク、その他の制作物（以下「制作物」という。）を建築住宅課以外の者が使用する場合の手続き等に関し必要な取り扱いを定める。

(使用対象)

第2条 使用対象となる制作物は、次に掲げる広報媒体等において掲載されたものとする。

- (1) 山形県住宅情報総合サイト「タテッカーナ」
- (2) やまぼっか（やまがた省エネ健康住宅）ロゴマーク（以下「やまぼっかロゴマーク」という。）
- (3) その他建築住宅課で管理している制作物（山形県庁ホームページ上でダウンロードが認められている制作物は除く）

(使用申請)

第3条 制作物について使用を希望する者は、山形県県土整備部建築住宅課制作物使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して建築住宅課長に提出しなければならない。

(使用承認)

第4条 建築住宅課長は前条の規定により申請があった場合、その内容が次のいずれかに該当する場合を除き、制作物の使用を承認し、山形県県土整備部建築住宅課制作物使用承認書（様式第2号）を交付する。

- (1) 法令等に違反するおそれがあると認められるもの
- (2) 公序良俗に反するおそれがあると認められるもの
- (3) 専ら営利を目的とすると認められるもの。ただし、使用目的、貸出を希望する著作物の種類等を総合的に勘案して、県にとってPR効果が高いと判断されるものについてはこの限りではない。
- (4) 専ら政治又は宗教活動を目的とすると認められるもの
- (5) 県のイメージを損なうおそれがあると認められるもの
- (6) 肖像権又は著作権を侵害するおそれがあると認められるもの
- (7) 第1号から6号に掲げるもののほか、建築住宅課長が使用について不相当と認めるもの

(使用条件)

第5条 使用承認を受けた者は、製作物の使用に際して原則として「提供：山形県県土整備部建築住宅課」と表示すること。

- 2 制作物を加工処理して使用する場合は建築住宅課長に協議すること。
- 3 第2条第2号に規定するやまぼっかロゴマークの使用の際には、別紙1「やまぼっか（やまがた省エネ健康住宅）ロゴマークデザインマニュアル（以下「デザインマニュアル」という。）」に定める規定を遵守すること。
- 4 使用後は速やかに使用の状態を示す現物（ホームページURL等を含む。）又は写真等を建築住宅課長に提出しなければならない。

(使用料)

第6条 使用料は徴収しない。ただし、著作権等使用許諾手続きにおいて著作権使用料等が必要となった場合は、申請者と権利者の間でその取り決めを行うものとする。

(使用承認の取消し)

第7条 建築住宅課長は、制作物の使用がこの要領及び使用承認の内容に違反していると認められるときは、その使用承認を取り消すことができる。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、建築住宅課長が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年5月31日から施行する。